

## 令和4年度豊田市新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への 医療提供事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、令和4年度豊田市新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事業目的)

第2条 本事業は、新型コロナウイルス感染症による自宅療養者等に対し、医療機関及び訪問看護ステーション（「指定訪問看護の事業を行う者」をいう、以下同じ。）による医療提供を行うことにより自宅療養者等を支援することを目的とする。

### (用語の定義)

第3条 「自宅療養者等」とは、豊田市内に所在する自宅、高齢者施設等で療養する新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者のことをいう。ただし、厚生労働省の定める宿泊療養等の解除基準を満たしていない者に限る。

2 自宅療養者等への「医療提供」とは、以下のことをいう。

- ・医療機関による電話や情報通信機器を用いた診療（以下「電話診療等」という）、往診及び外来受診
- ・訪問看護ステーションによる訪問看護及び電話等

### (補助事業者)

第4条 補助金の補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項で定めた自宅療養者等に医療提供する、医療機関及び訪問看護ステーションとする。

### (補助事業等)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助額は別表のとおりとする。

### (補助対象期間)

第6条 補助事業の実施期間は、令和4年4月1日から令和4年9月30日までとする。

### (交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、令和4年度豊田市新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業補助金交付申請書（様式第1号）及

び新型コロナウイルス感染症自宅療養者等診療報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 第1項に定める書類の提出期限は、別に定める。

（交付の決定、通知及び交付）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、令和4年度豊田市新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）により、補助事業者に通知した後に、当該額を交付するものとする。

2 補助金交付の決定をする場合は、市長は補助金交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付申請をした者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

（1）法人等（法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

（2）暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

（3）法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

（4）法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（5）法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（6）法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（交付申請の取下げ）

第9条 補助金の交付申請をした者は、補助金交付決定通知書兼確定通知書を受け

た場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に補助金の交付申請の取下げをすることができる。

- 2 補助金の交付申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(状況報告)

第10条 市長は、補助事業を適正に執行させるため必要に応じ、補助事業者に補助事業の執行の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(計画変更)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに市長に令和4年度豊田市新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業補助金変更交付申請書（様式第4号）を提出し、承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における補助目的を損なわない事業計画の細部の軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による変更交付申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第8条第1項の規定による決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第12条 市長は、前条第2項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、令和4年度豊田市新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業補助金変更交付決定通知書兼確定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知しなければならない。

(関係書類の整備)

第13条 補助事業者は、規則第12条に定める関係書類を補助事業完了後、5年間保存するものとする。

(検査等)

第14条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、本事業の実施に関して必要な指示をし、報告を求めることができるほか、補助事業者の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件、施設等を検査することができる。

(交付決定の取消又は補助金の返還)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) この規則又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (5) 第8条第3項各号のいずれかに該当したとき。
- (6) その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年5月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年10月14日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表

補助事業者	補助事業		補助額
医療機関	電話診療等		1回当たり 4,000円
	往診		1回当たり 50,000円
	外来診療		1回当たり 30,000円
訪問看護 ステーション	訪問看護 (休日以外)	通常	1回当たり 10,000円
		夜間	1回当たり 20,000円
		深夜	1回当たり 30,000円
	訪問看護 (休日)	通常・ 夜間	1回当たり 20,000円
		深夜	1回当たり 30,000円
	電話等		1回当たり 1,000円

※ 通常 8:00~18:00

夜間 18:00~22:00及び6:00~8:00

深夜 22:00~6:00

※ 休日 日曜日及び国民の祝日